

○大府市市民緑化推進事業市民の森実行委員会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民及び地域との協働により、市民の森づくりを推進するための事業を行う団体に対し、予算の範囲内において交付する大府市市民緑化推進事業市民の森実行委員会交付金（以下「交付金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付の対象となる団体は、次のとおりとする。

- (1) 市民の森実行委員会
- (2) その他市長が適当と認める団体

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業は、市民の森づくりに関するものとする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、予算の範囲内において市長が別に定める。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。